

下水道法及び建築基準法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（排水設備の設置等） 第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者（次項において「排水区域内の土地の所有者等」という。）は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠^{きょ}その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、その土地の汚水を浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）で処理している場合（公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の見地から著しく不適切な場合として政令で定める場合に該当する場合を除く。）における当該汚水に係る排水設備については、この限りでない。 一（三）（略） 2 排水区域内の土地の所有者等は、前項ただし書に規定する場合のほか、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、同項本文の規定にかかわらず、排水設備を設置しないことができる。 3 第一項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項	（排水設備の設置等） 第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠^{きょ}その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。 一（三）（略） 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の

の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（同項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

4
(略)

5 公共下水道管理者は、第一項ただし書の規定の実施のために必要があると認めるときは、浄化槽法の規定により浄化槽の設置に関して監督を行う都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）に対して、当該浄化槽の設置の状況に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（排水に関する受忍義務等）

第十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第三項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4
(略)

（水洗便所への改造義務等）

第十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建

規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3
(略)

（排水に関する受忍義務等）

第十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4
(略)

（水洗便所への改造義務等）

第十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建

建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたもの（第十条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、浄化槽に連結されたものを含む。）に限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

2
6
(略)

建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

2
6
(略)

改 正 案	現 行
（便所） 第三十一条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が同条第三号に規定する公共下水道に連結されたもの（同法第十条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽に連結されたものを含む。）に限る。）以外の便所としてはならない。 2 （略）	（便所） 第三十一条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。 2 （略）

改 正 案	現 行
（排水設備の技術上の基準に関する特例） 第八条 下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者は、特定都市河川流域において流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るためには、同法第十条第一項に規定する排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、同条第四項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。	（排水設備の技術上の基準に関する特例） 第八条 下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者は、特定都市河川流域において流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るためには、同法第十条第一項に規定する排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、同条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。